

広島県告示第二十七号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十七年一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
沼隈病院	福山市沼隈町中山南四六九番地三	平成三〇年一月二日	更新
医療法人慈慧会 亀川病院	福山市神辺町下御領六八二番地一	平成三〇年一月二日	更新
医療法人紅萌会 福山記念病院	福山市港町一丁目一五番三〇号	平成三〇年一月二日	更新